

第2章 上位・関連計画等の整理

2-1 上位計画

(1) 第四次富士市総合計画による位置づけ

富士市が種々の政策を行っていく上で、最も基本的かつ根本的なとになっている計画として「第四次富士市総合計画（H13.3 策定）」があり、バリアフリー化に関する考え方以下のように示されています。

第四次富士市総合計画【H13. 3】

■計画期間

平成13年度～平成22年度

■目指す都市像

「雄大な富士山のもと 躍動するまち ふじ」

- ・自然と調和し、さわやかな生活環境が守られるまち（環境づくり）
- ・産業・経済活動がいきいきと着実に進展するまち（仕事づくり）
- ・人の温もりと団らん、やさしさとゆとりが感じられるまち（暮らしづくり）
- ・個性豊かで創造性にあふれ、自己実現の喜びと生きがいに満ちているまち（人づくり）
- ・安全で安心な、利便性の高い都市機能が充実したまち（街づくり）

■施策の大綱

1. 人と自然が調和する環境づくり

2. いきいきと働く仕事づくり

3. 健やかで温もりのある暮らしづくり

→長寿社会を迎え、高齢者や障害者などが安心して暮らし、社会参加を通じて生きがいと喜びを感じることのできる、豊かな地域社会を実現する。

バリアフリーのまちづくり

- ・高齢者、障害者などが支障なく社会参加できるよう、「ハートビル法」「交通バリアフリー法」や「静岡県福祉のまちづくり条例」などに基づき、歩道、公園、官公庁、病院や大型スーパーなどのバリアフリー化を進め、円滑な利用ができるまちの形成に努める。
- ・高齢者や障害者などが、自立し、安心して日常生活を送ることができるよう、ノンステップバスなどの交通機関の整備、就労制限の排除、情報提供体制の改善など、社会的な障壁を除き、生活環境の整備をめざす。

4. こころかよいあう豊かな人づくり

5. 安全で心地よい快適な街づくり

→ユニバーサルデザインの理念のもと、高齢者や障害者はもちろん、すべての市民が使いやすい都市環境を創出するとともに、利便性の高い公共交通体系の構築を図るなど、日々の生活に欠くことのできない都市機能の質を高める。

安全で心地よい快適なまちづくり

- ・高齢者などの交通弱者に配慮した、人の安全を優先する道路空間の確保や、緑豊かで季節感あふれる街路樹の植栽など、人にやさしい道路づくりを進める。

(2) 富士市都市計画マスタープランによる位置づけ

富士市の種々の政策のうち、特に都市づくり・まちづくりの分野に関する基本的な方針を明確にしたものとして、「富士市都市計画マスタープラン（H16.3 策定）」があり、バリアフリー化に関する考え方が以下のように示されています。

富士市都市計画マスタープラン【H16.3】

■目標年次

平成 35 年度

■まちづくりの基本理念

「市民と事業者と行政が一体となって、みんなで地域を考え、行動する
～市民が中心にいる協働のまちづくり～」

■まちづくりのテーマとまちの将来像

「富士山の恵みを活かすまちづくり」

- ・ 自然環境と共生できる「まち」
- ・ だれもが安心して快適に暮らせる「まち」
(子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、安心して快適に生活できるまちを目指すなど)
- ・ 交流の場となる「まち」
- ・ 地域産業と支え合う「まち」

■分野別まちづくりの方針 ※バリアフリー関連

(土地利用の方針)

- ・ だれもが快適で利用しやすい空間づくりを目指し、多くの人が利用する空間のユニバーサルデザイン化を推進します。

(道路・交通体系の方針)

- ・ 移動制約者が安全で安心して外出できるよう、歩道や自転車道の整備を図ります。
- ・ JR富士駅・新幹線新富士駅・吉原本町駅及び周辺地区のバリアフリー化を推進します。
- ・ ユニバーサルデザインのまちづくりを実現するため、高齢者や障害者など、だれもが安全で快適に歩ける歩行者空間の整備を目指し、段差の解消、交通安全施設及び街路灯などの整備を推進します。
- ・ 歩行者の安全を確保するため、通学路を中心として歩行者と自動車が分離された道路整備を推進します。

【中部ブロックまちづくり方針図】

富士市都市計画マスターplan中部ブロックまちづくり方針図によると、特に岳南鉄道吉原本町駅周辺の市街地は、

- 歩いて楽しめる、人にやさしい商店街の形成を図ります。
- 吉原中央駅では、駅の新たな魅力づくりを進めます。
- だれもが円滑に安心して移動できるよう、公共交通を重視したまちづくりを進めます。

といったまちづくり方針が掲げられています。



【東部ブロックまちづくり方針図】

富士市都市計画マスターplan東部ブロックまちづくり方針図によると、東部ブロックは、

- 歩行者にやさしい、暮らしやすいまちの実現を図ります。
- 安全性の向上が必要な道路については、安全・安心の観点から道路機能の強化を図ります。

といったまちづくり方針が掲げられています。



図. 富士市都市計画マスターplan（中部及び東部ブロックまちづくり方針図）

2-2 関連計画

(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画による位置づけ

富士市の種々の政策のうち、高齢者福祉に関する計画として「ふじパワフル85計画－高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画－（H18.3 策定）」があり、バリアフリー化に関する考え方が以下のように示されています。

ふじパワフル85計画－高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画－【H18.3】

■計画期間

平成18年度～平成20年度

■富士市の目指す高齢社会像

「「自立」と「共生」に支えられた活力と安心に満ちた高齢社会を目指して」

■計画の基本的視点

- ・個人としての尊厳の保持
- ・活力を維持する自立の支援
- ・こころ豊かな生き方をみんなで支え合う地域社会の実現

■取り組みの方針

- ・方針1：施策の総合化
- ・方針2：地域の構成員の役割の明確化
- ・方針3：サービスの質の向上
- ・方針4：実効性の確保

■高齢者保健福祉計画

(目標1 健康シニアの基盤づくり)

- ・健康確保への支援、保健・医療の充実、介護予防の推進

(目標2 シニアライフのセイフティーネットづくり)

- ・介護保険サービスの充実とサービスを円滑に利用するための支援、在宅生活の支援、認知症高齢者への支援、地域ケア体制の推進

(目標3 活力と魅力あるシニアの活動環境づくり)

- ・一人ひとりの生きがいのきっかけづくり、積極的に社会貢献するための環境整備

(目標4 確かな生活が営める支え合いのまちづくり)

高齢者等が外出しやすい環境の整備

- ・国、県等、関係機関と連携を図り、道路の新設、改良等の整備を進めるとともに、安全で快適な道路環境を整備します。幹線道路については安全に通行できる歩行者環境の整備を推進し、歩行空間の確保にも努めます。
- ・公共施設のバリアフリー化を推進しながら、超低床ノンステップバスを導入する事業者への補助、循環バスを運行する民間事業者の運行費補助を継続していきます。

(目標5 推進体制の整備)

- ・保健・医療・福祉の連携・強化、利用者への支援体制の強化、連携と協働、進行管理、調査研究

(2) 障害者計画・障害福祉計画による位置づけ

富士市の種々の政策のうち、障害者福祉に関する計画として「ふじし障害者プラン～自立と共生をめざして～富士市障害者計画・富士市障害福祉計画（H18.3 策定）」があり、バリアフリー化に関する考え方以下のように示されています。

ふじし障害者プラン～自立と共生をめざして～ 富士市障害者計画・富士市障害福祉計画【H18.3】

■計画期間

平成 18 年度～平成 23 年度（富士市障害者計画 第1期：平成 18 年度～平成 20 年度
第2期：平成 21 年度～平成 23 年度）

■計画の基本理念

「「共に生きる社会」実現のため、それぞれの立場で役割を担い、
共に支えあう地域社会づくりを推進する」

■計画の基本的視点

- ・互いに認め合い、協働し、ともに創る地域社会の実現
- ・障害者の生活支援施策の推進
- ・自己実現を可能とする社会づくり
- ・社会参加を支える環境づくり

■計画の基本目標

- ・相互の人格と個性を尊重し支え合える共生社会づくり
- ・生活支援体制の整備と保健・医療サービスの適切な提供
- ・能力発揮と社会貢献のための自立・社会参加
- ・地域において自立し安心して生活できる基盤づくり
- ・ライフステージに対応した支援システムの構築

■分野別施策

（相互の人格と個性を尊重し支え合う共生社会づくり）

- ・啓発・広報活動の推進、福祉教育等の推進、公共施設における障害者への理解の推進、ボランティア活動の推進、情報バリアフリー化の推進、社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及、情報提供の充実、コミュニケーション支援体制の充実

（生活支援体制の整備と保健・医療サービスの適切な提供）

- ・生活支援体制の整備、在宅サービス等の充実、経済的自立の支援、施設サービスの再構築、スポーツ・文化芸術活動の振興、福祉用具の利用支援、専門職種の養成・確保、障害の原因となる疾病等の予防・治療、障害に対する適切な保健・医療サービスの充実、精神保健・医療施策の推進

（能力発揮と社会貢献のための自立・社会参加）

- ・一貫した相談体制・支援体制の整備、専門機関の機能の充実と多様化、社会的及び職業的自立の推進、障害者の雇用の場拡大、総合的な支援施策の推進

（地域において自立し安心して生活できる基盤づくり）

- ・**住宅、建築物のバリアフリー化の推進**
→ 「高齢者、身体障害者等の円滑に利用できる特定建築物の建築に関する法律」及び「静岡県福祉のまちづくり条例」により、バリアフリー化が義務づけられる建物用途、規模が規定されているので、建築確認申請時及び事前相談時に周知、指導していきます。
→ 法律や条例にて義務付けされていない建築物についても、バリアフリー化に対する

る指導や相談に応じていきます。

→ 学校等の公共施設については、新築や改築時にバリアフリー化を推進し、ユニバーサルデザインにも配慮した設計・工事を進めます。

《具体例》手すり、スロープ、自動ドア、誘導用床材、音声誘導装置、昇降機、多目的トイレ、車椅子使用者用駐車施設等

→ 公園、緑地の多目的トイレは、便座を車椅子と同程度の高さにし、バリアフリー化を図ります。

・ **公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化等の推進**

→ 「誰もが安全安心・自由快適に移動できるまちづくり」の推進のため、新富士駅周辺地区交通バリアフリー基本構想を推進し、設定した重点整備地区及び特定経路の整備を進めます。

→ 市民の足となるバスの運行事業者に対して、超低床ノンステップバス整備事業補助金の交付をしていきます。

→ 吉原地区、富士西地区における「あんしん歩行エリア」を設定し、歩行空間の整備、信号機等の整備、交差点の改良等を進めます。

→ 歩道の設置は、歩行者に配慮した透水性舗装やセミフラット方式の段差のない歩道にするとともに、バリアフリー化に配慮した整備を進めます。

→ 危険な川沿いの道路には、ガードレールや転落防止柵等を設置していきます。

→ 公園、緑地事業は、「みんなのための公園づくりユニバーサルデザイン手法による設計指針」を参考に、整備します。

・ **安全な交通の確保**

→ 新富士駅北口駅前広場を車椅子でもすれ違うことができる十分な待機スペース、安全なスロープ等の確保を図ります。

→ 車椅子等がすれ違うことのできる十分な歩道幅員の確保を図ります。

→ 交差点部の、安全かつ十分な溜まり空間の確保や、横断歩道の、車道へのすりつけ勾配を緩やかにし、歩道から横断歩道にかけての段差を解消します。

→ 歩行等の障害となっている道路占有物等は、障害とならない箇所への移設もしくは集約を図ります。

→ 交通バリアフリー法では、重点整備地区内における音響信号等の設置を義務づけており、県公安委員会へ設置を要望していきます。

→ 交通量の多い交差点や人通りの多い歩道等には、街灯の新設と維持管理を行います。

・ **防災、防犯対策の推進**

(ライフステージに対応した支援システムの構築)

・ 乳幼児期から高齢期に至るまで、ライフステージに応じた一貫した相談・支援体制を確立するために、地域の医療・保健・教育・就労・福祉等の専門的な知識のある関係機関の連携に努め、障害のある人が自立できるように一体的な支援体制を整備します。

(3) 中心市街地活性化基本計画による位置づけ

富士市の種々の政策のうち、中心市街地の活性化に向けた計画として「富士市中心市街地活性化基本計画（H16.7 策定）」があり、ユニバーサルデザイン導入の考え方や、歩行者の安全確保のための具体的な事業計画が以下のように示されています。

富士市中心市街地活性化基本計画【H16.7】

■中心市街地の範囲

- ・ 富士駅周辺地区（112ha）
- ・ 吉原地区（117ha）

■中心市街地活性化に向けた基本的な考え方

- ・ 中心市街地に人を呼び込む必要があります。
- ・ 中心市街地の経済的活力を高める必要があります。
- ・ 中心市街地で暮らす人を増やす必要があります。

■中心市街地活性化の基本的な方針

- ・ 快適でバランスのとれた商業環境の構築を実現します。（商業・産業）
- ・ こころがかよい、文化的な地域社会を実現します。（文化）
- ・ **誰もが安心して暮らせる生活環境を実現します。（健康・福祉）**
→ 街路や公共施設等へのユニバーサルデザインの導入を目指すとともに、市民や商業者が一体となった防災体制や高齢者世帯の安全対策の実現を目指します。
- ・ 3Rの推進により資源循環型社会を実現します。（環境）
- ・ 安全で快適な都市基盤を実現します。（都市基盤）

■活性化事業計画（吉原地区）※抜粋

- ・ 吉原宿の再生と「商店街」の向上
- ・ 人に優しい定住型のまちづくり
「あんしん歩行エリア」整備事業
→ エリア内において、地域住民の協力のもと、歩道の整備や一方通行化などの歩行環境改良事業を行うべき箇所を検討し、事業の具体化を図ります。

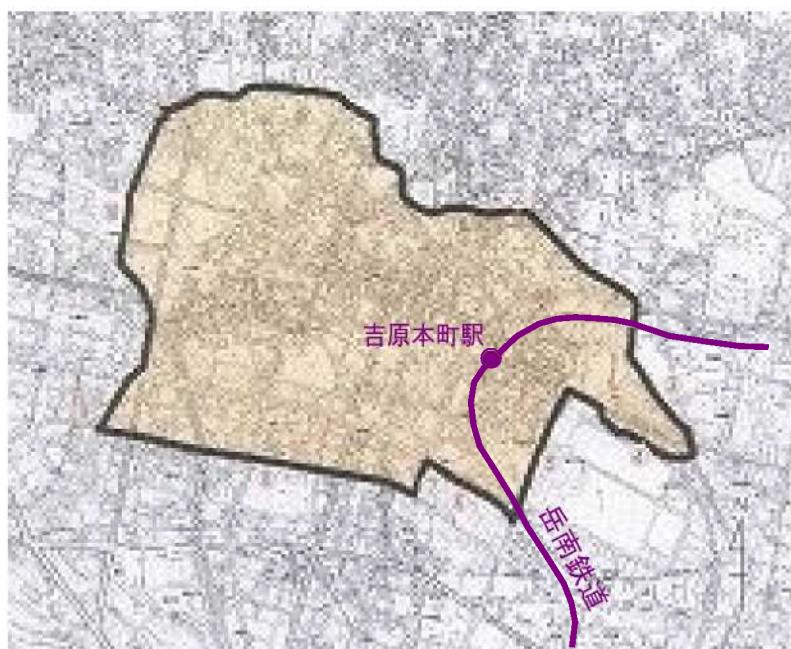


図. 富士市中心市街地活性化基本計画（中心市街地の位置（吉原地区））

2－3 調査地区周辺における主要プロジェクト

(1) あんしん歩行エリア

「あんしん歩行エリア」とは、我が国の交通事故死者数に占める歩行者と自転車利用者の割合が欧米に比べて高くなっているという現状を踏まえ、警察庁と国土交通省により進められている道路交通政策の一つです。

「あんしん歩行エリア」に指定されると、その地域の生活道路については、歩行者専用道路の整備や幅員の広い歩道の整備、また信号機の高度化など、「クルマ」中心から「ひと」中心の道路にすべく、警察署・土木事務所・市町村の連携のもと、総合的な交通安全対策を面的に進めていくことになります。

現在、富士市においては吉原地区と富士西地区が「あんしん歩行エリア」に指定されており、地区の特性や特徴を勘案しつつ、以下に示す整備メニューの中から各々の地区に合った適切かつ必要なメニューを選択して事業を推進しているところです。

表. 「あんしん歩行エリア」における代表的な整備メニュー

項目	主な整備内容
歩行空間の整備	<ul style="list-style-type: none">・路側帯の拡幅・歩道、自転車道、幅の広い歩道、歩車共存道路の整備・段差、勾配の解消、電線類の地中化
信号機等の整備	<ul style="list-style-type: none">・交通量等の情報を基に、信号機を制御・LED式信号灯器、バリアフリー対応型信号機を設置・高輝度、自発光式道路標識等の設置
交差点の改良	<ul style="list-style-type: none">・右折車線の設置・変形交差点の改良・駐車スペースの確保・違法駐車の取締り
歩行者・自転車を優先するゾーンの形成	<ul style="list-style-type: none">・最高速度規制・歩行者自転車用道路の規制・ハンプの設置

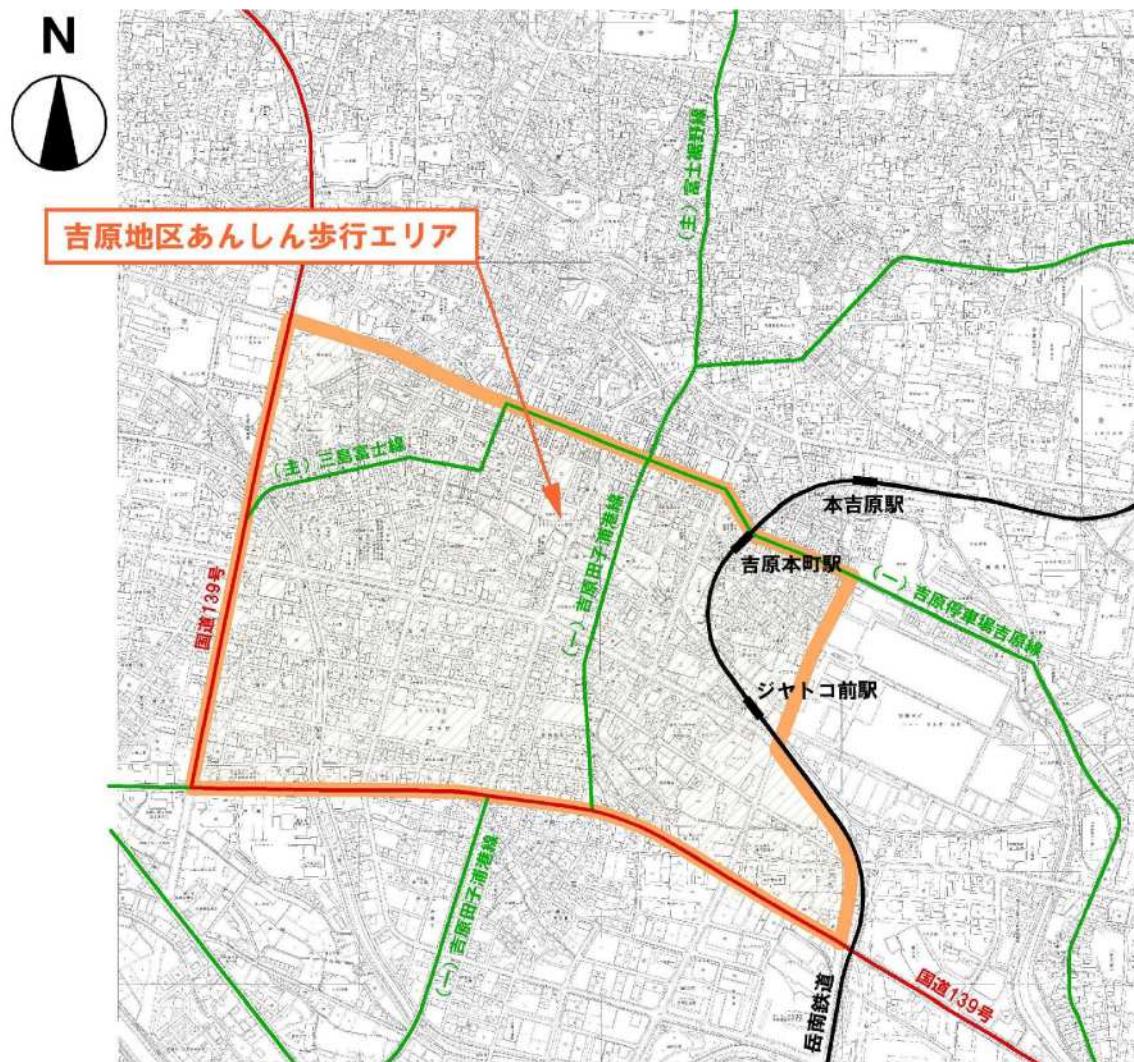


図. 「あんしん歩行エリア」(吉原地区)